

○輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）（平成 10 年 11 月 12 日付自審第 1255 号）

令和 8 年 6 月 4 日改正

国自審第 5 8 5 号

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別添 輸入自動車特別取扱制度</p> <p>目次～第 4（略）</p> <p>別紙 輸入自動車特別取扱要領</p> <p>目次～第11（略）</p> <p>別表～第 6 号様式（略）</p> <p>附則 1～附則 4（略）</p> <p>附則 5 車両諸元要目表の記載要領</p> <p>第 1（略）</p> <p>第 2 項目別記載要領 1～15（略）</p> <p>16 車体 「構造・装置の概要説明書」に当該装置の詳細を記載するものについては、それぞれ該当する装置の記載を省略することができる。また、16</p>	<p>別添 輸入自動車特別取扱制度</p> <p>目次～第 4（略）</p> <p>別紙 輸入自動車特別取扱要領</p> <p>目次～第11（略）</p> <p>別表～第 6 号様式（略）</p> <p>附則 1～附則 4（略）</p> <p>附則 5 車両諸元要目表の記載要領</p> <p>第 1（略）</p> <p>第 2 項目別記載要領 1～15（略）</p> <p>16 車体 「構造・装置の概要説明書」に当該装置の詳細を記載するものについては、それぞれ該当する装置の記載を省略することができる。また、16</p>

<p>－ 1 及び 16－ 2 にあつては、第 2 号様式の車両諸元要目表を提出する自動車は記載を要しない。</p> <p>16－ 1 (略)</p> <p>16－ 2 巻込防止装置形式</p> <p>本体の断面の形状、断面の寸法、材質等を次の例により記入する。</p> <p>なお、寸法については、丸形（パイプ）の場合には外径×板厚を、角形の場合には縦×横×板厚を mm 単位により記入する。記入値は小数第 1 位までとし、第 2 位を四捨五入する。</p> <p><u>なお、装着されている装置が指定装置等にあつては寸法の記載の代わりに「指定装置等」と記入する。</u></p> <p>例 パイプ 27.2×2.8 鋼管 3 本</p> <p><u>指定装置等</u></p> <p>16－ 3～26－12 (略)</p> <p>27 その他（構造、装置に係る事項）</p> <p>余白の欄には、下記に掲げる装置であつて装着しているものを記入する。</p> <p>また、装着されている装置が指定装置等にあつては、「指定装置等」と付記する。</p> <p>例 (1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) <u>低速走行時照射灯</u></p> <p>(6) ～ (22) (略)</p> <p><u>(23) 車両後退表示投影装置</u></p> <p>28 備考 (略)</p> <p>附則 5 の 2 (略)</p>	<p>－ 1 及び 16－ 2 にあつては、第 2 号様式の車両諸元要目表を提出する自動車は記載を要しない。</p> <p>16－ 1 (略)</p> <p>16－ 2 巻込防止装置形式</p> <p>本体の断面の形状、断面の寸法、材質等を次の例により記入する。</p> <p>なお、寸法については、丸形（パイプ）の場合には外径×板厚を、角形の場合には縦×横×板厚を mm 単位により記入する。記入値は小数第 1 位までとし、第 2 位を四捨五入する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>例 パイプ 27.2×2.8 鋼管 3 本</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>16－ 3～26－12 (略)</p> <p>27 その他（構造、装置に係る事項）</p> <p>余白の欄には、下記に掲げる装置であつて装着しているものを記入する。</p> <p>また、装着されている装置が指定装置等にあつては、「指定装置等」と付記する。</p> <p>例 (1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) <u>低速走行時側方照射灯</u></p> <p>(6) ～ (22) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>28 備考 (略)</p> <p>附則 5 の 2 (略)</p>
--	--

附則6 自動車等の外観図の記載要領

1. ～2. (略)

別表

別 項目	区	対 象		備 考
		専ら乗 用の用 に供す る乗車 定員 10 人以下 の自動 車	その他 の自動 車	
寸法～後写鏡等 (略)				
トラック・キャブ幅			○	
トラック・リヤボデー幅			○	
バン後部開口部の寸法 (長さ、幅、高さ) (有効長さ、有効幅)			○	数値に「(開口部長さ)」、「(開口部幅)」、「(開口部高さ)」、「(有効長さ)」、「(有効幅)」と付記すること。
キャブ幅等 前部潜り込み防止装置、 巻込防止装置及び突入防 止装置の取付位置関係寸			○	「前部潜り込みを防止する車体構造」及び「突入を防止する

附則6 自動車等の外観図の記載要領

1. ～2. (略)

別表

別 項目	区	対 象		備 考
		専ら乗 用の用 に供す る乗車 定員 10 人以下 の自動 車	その他 の自動 車	
寸法～後写鏡等 (略)				
トラック・キャブ幅			○	
トラック・リヤボデー幅			○	
バン後部開口部の寸法 (長さ、幅、高さ) (有効長さ、有効幅)			○	数値に「(開口部長さ)」、「(開口部幅)」、「(開口部高さ)」、「(有効長さ)」、「(有効幅)」と付記すること。
キャブ幅等 前部潜り込み防止装置、 巻込防止装置及び突入防 止装置の取付位置関係寸			○	「前部潜り込みを防止する車体構造」及び「突入を防止する

法等			<p>車体構造」の場合にあつては、該当する装置の取付位置関係寸法の記載を要しない。また、構造・装置の概要説明書に記載することにより突入防止装置の取付位置関係寸法の記載を省略することができる。</p> <p><u>「巻き込み防止装置」であつて指定装置等が取り付けられているものは寸法の記載を要しない。</u></p>
バスの乗降口等～連結装置等（略）			

(注) 1. ～ 3. (略)

別記様式 1 ～別記様式 2 (略)

附則 7 ～附則11 (略)

附則12 輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法

法等			<p>車体構造」の場合にあつては、該当する装置の取付位置関係寸法の記載を要しない。また、構造・装置の概要説明書に記載することにより突入防止装置の取付位置関係寸法の記載を省略することができる。</p> <p><u>(新設)</u></p>
バスの乗降口等～連結装置等（略）			

(注) 1. ～ 3. (略)

別記様式 1 ～別記様式 2 (略)

附則 7 ～附則11 (略)

附則12 輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法

輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法は、別表のとおりである。

別表

保安基準、細目告示及び適用整理告示条項	技術基準	同等と認められる外国の試験方法	最終確認年月日
細目告示第11条第3項第1号	乗用車用空気入タイヤの技術基準	(略)	(略)
細目告示第26条第3項	インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準 (略)	(略)	(略)
<u>細目告示第26条第5項</u>	<u>サンバイザの衝撃吸収の技術基準</u>	<u>FMVSS 201</u> <u>ECE 21</u>	<u>平成15年10月1日</u>
(略)	座席及び座席取付装置の技術基準 ※	(略)	(略)
(略)	～ デフロスタの技術基準	(略)	(略)

輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法は、別表のとおりである。

別表

保安基準、細目告示及び適用整理告示条項	技術基準	同等と認められる外国の試験方法	最終確認年月日
細目告示第11条第3項第1号	乗用車用空気入タイヤの技術基準	(略)	(略)
細目告示第26条第3項	インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準 (略)	(略)	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	座席及び座席取付装置の技術基準 ※	(略)	(略)
(略)	～ デフロスタの技術基準	(略)	(略)

<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>細目告示第69条</u> <u>第2項第2号</u>	<u>サンバイザの衝</u> <u>撃吸収の技術基</u> <u>準</u>	<u>FMVSS 201</u> <u>ECE 21</u>	<u>平成15年10月</u> <u>1日</u>
細目告示第70条	速度計の技術基 準	ECE 39	平成15年7月7 日	細目告示第70条	速度計の技術基 準	ECE 39	平成15年7月7 日
備考1～5 (略)				備考1～5 (略)			
附則13～附則16 (略)				附則13～附則16 (略)			
<u>附 則</u>				<u>(新設)</u>			
<u>令和8年6月4日改正 (国自審第585号)</u>							
<u>(適用時期)</u>							
<u>1. 本改正規定は、令和8年6月4日より施行する。</u>							